

持続可能な開発目標（SDGs）推進方針

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



2021年5月

都留市

都留市は、持続可能な開発目標（SDGs）を支援しています。

目 次

I 策定の背景	1
1 持続可能な開発目標SDGsとは	1
2 国におけるSDGsの取組	2
3 自治体に期待されるSDGsの取組	4
II SDGsの推進に向けた基本的な考え方	9
1 本市におけるSDGsの取組	9
(1) 策定の目的(趣旨)	9
(2) 方針策定の考え方	9
(3) SDGsの推進に向けた姿勢	10
(4) 基本的な方向	10
III 都留市長期総合計画とSDGsとの対応	11
IV 推進方針	12
1 推進体制	12
2 取組の推進を図るための方策	12
(1) 各種計画等への反映	12
(2) 国・県との取組と連携	12
(3) 多様な主体との連携	12
(4) 職員への理解浸透と市民、企業、団体等への情報発信、普及啓発	12
(5) 進行管理	13

I 策定の背景






1 持続可能な開発目標SDGsとは

持続可能な開発目標 (SDGs)とは、2001 年に策定されたミレニアム開発目標 (MDGs)の後継として、2015 年 9 月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された、2030 年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17 のゴール・169 のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない (leave no one behind)」ことを誓っています。SDGsは発展途上国のみならず、先進国も取り組むべきユニバーサルなものであります。

※MDGs・・・極度の貧困と飢餓の撲滅を目指すミレニアム開発目標

【持続可能な開発目標 (17 のゴール)】

ゴール1		貧困をなくそう	あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。
ゴール2		飢餓をゼロに	飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。
ゴール3		すべての人に健康と福祉を	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。
ゴール4		質の高い教育をみんなに	すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。
ゴール5		ジェンダー平等を実現しよう	ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う。
ゴール6		安全な水とトイレを世界中に	すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。
ゴール7		エネルギーをみんなにそしてクリーンに	すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する。
ゴール8		働きがいも経済成長も	包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する。
ゴール9		産業と技術革新の基盤をつくろう	強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る。
ゴール10		人や国の不平等をなくそう	各国内及び各国間の不平等を是正する。
ゴール11		住み続けられるまちづくりを	包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する。
ゴール12		つくる責任 つかう責任	持続可能な生産消費形態を確保する。

ゴール13		気候変動に具体的な対策を	気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。
ゴール14		海の豊かさを守ろう	持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。
ゴール15		陸の豊かさを守ろう	陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。
ゴール16		平和と公平をすべての人に	持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。
ゴール17		パートナーシップで目標を達成しよう	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。

(外務省「持続可能な開発のための2030 アジェンダ(仮訳)」より)

2 国におけるSDGsの取組

2016年5月に政府内に「持続可能な開発目標(SDGs)推進本部(本部長:内閣総理大臣、全国務大臣が構成員。)」が設置され、同年12月には、「持続可能で強靱、そして誰一人取り残さない、経済、社会、環境の統合的向上が実現された未来への先駆者を目指す」というビジョンを掲げた「持続可能な開発目標(SDGs)実施指針」を、国家戦略として平成28(2016)年12月に策定しています。

その中では、国として優先的に取り組むべき8つの優先課題と具体的施策を定めるとともに、SDGs推進にあたっての自治体の役割の重要性を指摘されています。また、2017年12月22日に閣議決定された「まち・ひと・しごと創生総合戦略2017改訂版」において、地方自治体におけるSDGsの取組推進が位置付けられました。

『持続可能な開発目標』

ビジョン:持続可能な強靱、そして誰一人残さない、経済、社会、環境の統合的向上が実現された未来への先駆者を目指す。

実施原則:①普遍性、②包摂性、③参画性、④総合性、⑤透明性と説明責任

【8つの優先課題と具体的施策】

①あらゆる人々の活躍の推進

- 一億総活躍社会の実現
- 女性活躍の推進
- 子供の貧困対策
- 障害者の自立と社会参加支援
- 教育の充実

②健康・長寿の達成

- 薬剤耐性対策
- 途上国の感染症対策や保健システム強化、公衆衛生危機への対応
- アジアの高齢化への対応

③成長市場の創出、地域活性化、科学技術イノベーション

- 有望市場の創出
- 農山漁村の振興
- 生産性の向上
- 科学技術イノベーション
- 持続可能な都市

④持続可能で強靱な国土と質の高いインフラの整備

- 国土強靱化の推進・防災
- 水資源開発・水循環の取組
- 質の高いインフラ投資の推進

⑤省・再生可能エネルギー、気候変動対策、循環型社会

- 省・再生可能エネルギーの導入・国際展開の推進
- 気候変動対策
- 循環型社会の構築

⑥生物多様性、森林、海洋等の環境の保全

- 環境汚染への対応
- 生物多様性の保全
- 持続可能な森林・海洋・陸上資源

⑦平和と安全・安心社会の実現

- 組織犯罪・人身取引・児童虐待等の対策推進
- 平和構築・復興支援
- 法の支配の促進

⑧SDGs実施推進の体制と手段

- マルチステークホルダーパートナーシップ
- 国際協力におけるSDGsの主流化
- 途上国のSDGs実施体制支援

3 自治体に期待されるSDGsの取組

国は、SDGsの17のゴールや169のターゲットに示される多様な項目の追及が、日本の各地域における諸課題の解決に貢献し、地方創生を推進するものであるとしています。

しかしSDGsの目標やターゲット及びそれらの進捗管理のための指標の中には、グローバルで国家として取り組むべきものなどが多く含まれていることから、これらの中から取捨選択し、各地域の実情にあわせて落とし込む作業が必要です。なお、それぞれの目標に対し、自治体行政が果たし得る役割を、国際的な地方自治体の連合組織であるUCLG(United Cities & Local Governments)が示しております。

【私たちのまちにとってのSDGs導入のためのガイドライン】

ゴール	自治体の役割
<p>(貧困) あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。</p>	<p>(貧困をなくそう) 自治体行政は貧困で生活に苦しむ人々を特定し、支援する上で最も適したポジションにいます。各自治体においてすべての市民に必要な最低限の暮らしが確保されるよう、きめ細やかな支援策が求められています。</p>
<p>(飢餓) 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。</p>	<p>(飢餓をゼロに) 自治体は土地や水資源を含む自然資産を活用して農業や畜産などの食料生産の支援を行うことが可能です。そのためにも適切な土地利用計画が不可欠です。公的・私的な土地で都市農業を含む食料生産活動を推進し、安全な食料確保に貢献することもできます。</p>
<p>(保健) あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。</p>	<p>(すべての人に健康と福祉を) 住民の健康維持は自治体の保健福祉行政の根幹です。国民皆保険制度の運営も住民の健康維持に貢献しています。都市環境を良好に保つことにより住民の健康状態を維持・改善可能であるという研究成果も得られています。</p>
<p>(教育) すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。</p>	<p>(質の高い教育をみんなに) 教育の中でも特に義務教育等の初等教育においては自治体が果たすべき役割は非常に大きいといえます。地域住民の知的レベルを引き上げるためにも、学校教育と社会教育の両面における自治体行政の取組は重要です。</p>
<p>(ジェンダー) ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う。</p>	<p>(ジェンダー平等を実現しよう) 自治体による女性や子供等の弱者の人権を守る取組は大変重要です。また、自治体行政や社会システムにジェンダー平等を反映させるために行政職員や審議会委員等における女性の割合を増やすのも重要な取組といえます。</p>
<p>(水・衛生) すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。</p>	<p>(安全な水とトイレを世界中に) 安全で清潔な水へのアクセスは住民の日常生活を支える基盤です。水道事業は自治体の行政サービスとして提供されることが多く、水源地の環境保全を通して水質を良好に保つことも自治体の大事な責務です。</p>
<p>(エネルギー) すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する。</p>	<p>(エネルギーをみんなにそしてクリーンに) 公共建築物に対して率先して省/再エネを推進したり、住民が省/再エネ対策を推進する際に補助を出す等、安価かつ効率的で信頼性の高い持続可能なエネルギー源へのアクセスを増やすことも自治体の大きな役割といえます。</p>

ゴール		自治体の役割
	<p>(経済成長と雇用) 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する。</p>	<p>(働きがいも経済成長も) 自治体は経済成長戦略の策定を通して地域経済の活性化や雇用の創出に直接的に関与することができます。また、勤務環境の改善や社会サービスの制度整備を通して労働者の待遇を改善することも可能な立場にあります。</p>
	<p>(インフラ、産業化、イノベーション) 強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る。</p>	<p>(産業と技術革新の基盤をつくろう) 自治体は地域のインフラ整備に対して極めて大きな役割を有しています。地域経済の活性化戦略の中に、地元企業の支援などを盛り込むことで新たな産業やイノベーションを創出することにも貢献することができます。</p>
	<p>(不平等) 各国内及び各国間の不平等を是正する。</p>	<p>(人や国の不平等をなくそう) 差別や偏見の解消を推進する上でも自治体は主導的な役割を担うことができます。少数意見を吸い上げつつ、不公平・不平等のないまちづくりを行うことが求められています。</p>
	<p>(持続可能な都市) 包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する。</p>	<p>(住み続けられるまちづくりを) 包摂的で、安全な、強靱で持続可能なまちづくりを進めることは首長や自治体行政職員にとって究極的な目標であり、存在理由そのものです。都市化が進む世界の中で自治体行政の果たし得る役割は益々大きくなっています。</p>
	<p>(持続可能な生産と消費) 持続可能な生産消費形態を確保する。</p>	<p>(つくる責任 つかう責任) 環境負荷削減を進める上で持続可能な生産と消費は非常に重要なテーマです。これを推進するためには市民一人一人の意識や行動を見直す必要があります。省エネや3Rの徹底など、市民対象の環境教育などを行うことでこの流れを加速させることが可能です。</p>
	<p>(気候変動) 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。</p>	<p>(気候変動に具体的な対策を) 気候変動問題は年々深刻化し、既に多くの形でその影響は顕在化しています。従来の温室効果ガス削減といった緩和策だけでなく、気候変動に備えた適応策の検討と策定を各自治体で行うことが求められています。</p>
	<p>(海洋資源) 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。</p>	<p>(海の豊かさを守ろう) 海洋汚染の原因の8割は陸上の活動に起因していると言われています。まちの中で発生した汚染が河川等を通して海洋に流れ出ることがないように、臨海都市だけでなくすべての自治体で汚染対策を講じることが重要です。</p>
	<p>(陸上資源) 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。</p>	<p>(陸の豊かさを守ろう) 自然生態系の保護と土地利用計画は密接な関係があり、自治体が必要な役割を有するといえます。自然資産を広域に保護するためには、自治体単独で対策を講じるのではなく、国や周辺自治体、その他関係者との連携が不可欠です。</p>
	<p>(平和) 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。</p>	<p>(平和と公平をすべての人に) 平和で公正な社会を作る上でも自治体は大きな責務を負っています。地域内の多くの市民の参画を促して参加型の行政を推進して、暴力や犯罪を減らすのも自治体の役割といえます。</p>
	<p>(実施手段) 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化させる。</p>	<p>(パートナーシップで目標を達成しよう) 自治体は公的/民間セクター、市民、NGO/NPOなど多くの関係者を結び付け、パートナーシップの推進を担う中核的な存在になり得ます。持続可能な世界を構築していく上で多様な主体の協力関係を築くことは極めて重要です。</p>

※UCLG(United Cities and Local Governments)「私たちのまちにとってのSDGs(持続可能な開発目標) - 導入のためのガイドライン - (2018年3月版(第2版))」(自治体SDGsガイドライン検討委員会編集)

【SDGs169ターゲット】

目 標		SDGs169ターゲット(日本語コピー)
ゴール1	 1 貧困をなくそう	あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。 1.1 1日150円以下で生活する人をゼロにしよう 1.2 どの、どんな貧困も、半分に減らそう 1.3 貧困や弱い立場にある人を守る仕組みをもっとつくろう 1.4 誰もがお金を稼ぐために必要なモノや知識に手が届くように 1.5 社会的弱者が被る自然災害の被害や経済的・社会的打撃を減らそう 1.a 開発途上国の貧困に、十分な知恵や人材のサポートを 1.b 適正な政策枠組みをつくり、貧困を真に解決する投資を増やそう
ゴール2	 2 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。	2.1 誰もが毎日、安全で栄養のあるものを食べられる社会に 2.2 特に、幼児・女子・母親・高齢者の栄養不足を解消しよう 2.3 小規模食料生産者を支援して、生産性と所得を倍増させよう 2.4 世界中の農業を、何があっても続けられるものに変えていこう 2.5 遺伝子の多様性を維持し、未来の食料生産を守ろう 2.a 開発途上国の農業生産能力を高めるための投資を拡大しよう 2.b 農作物への輸出制限や補助金をなくし、公平な貿易を実現しよう 2.c 暮らしを安定させるために、食品価格の急激な変動をおさえよう
ゴール3	 3 すべての人に健康と福祉を	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。 3.1 妊産婦の死亡率を下げよう 3.2 新生児や5歳未満児の死を、もっと防ごう 3.3 多くの感染症を根絶し、新たな感染症を防止しよう 3.4 正しい生活習慣を促し、早すぎる死亡を食い止めよう 3.5 有害な薬物やアルコールの過剰摂取から、みんなを守ろう 3.6 交通事故による死傷者を、いまの半分に 3.7 すべての国と地域で、性や出産に関わる教育とサービスの充実に 3.8 ユニバーサル・ヘルス・カバレッジを達成しよう 3.9 環境汚染による死亡や病気を、大幅に減らそう 3.a すべての人をたばこの害から守る約束を、確実に実行しよう 3.b 開発途上国に必要な、ワクチンや医薬品の研究開発を支援しよう 3.c 開発途上国の保健財政や保健人材を充実させよう 3.d 全世界で健康リスクに早く気づき、改善できるようにしよう
ゴール4	 4 質の高い教育をみんなに	すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。 4.1 すべてのこどもに、無償で質の高い初等・中等教育を 4.2 すべての未就学児に、十分な就学前教育を 4.3 すべての人に、手頃で質の高い高等教育を 4.4 経済的な自立のために、十分な職業スキルをみんなに 4.5 どんな人でも平等に、教育や職業訓練を受けられるようにしよう 4.6 みんなが、読み・書き・計算できる世界へ 4.7 SDGs達成のために、必要な知識とスキルをみんなに 4.a 誰もが安心して利用できる教育施設を 4.b 開発途上国の生徒が高等教育を受けるための奨学金をもっと 4.c 国際協力で、開発途上国に先生を増やそう
ゴール5	 5 ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う。	5.1 全世界の、あらゆる形の女性差別に終止符を 5.2 女性に対する暴力とあらゆる形の搾取を根絶しよう 5.3 女性に対する理不尽で有害なしきたりをなくそう 5.4 家事や育児を労働とみなし、家族で、社会全体で分担しよう 5.5 あらゆる意思決定に、男女が平等に参加できる社会へ 5.6 性の自己決定権を、すべての男女に 5.a 女性にも、経済上の平等な権利を 5.b ICTを活用して、女性がもっと活躍できる社会に 5.c ジェンダー平等を促進する政策や法律を導入しよう
ゴール6	 6 安全な水とトイレを世界中に	すべての人々に安全で手頃な飲み水を 6.2 世界中で、屋外排泄をゼロに 6.3 汚染を減らし、再利用を増やし、水質を改善しよう 6.4 安定した水の供給を確保し、水不足で悩む人を減らそう 6.5 水をめぐる紛争をなくし、仲良く使おう 6.6 水に関わるすべての生態系を保護し、回復させよう 6.a 水とトイレに関する開発途上国への支援を拡大しよう 6.b 地域の水を、地域で守れるようにしよう

ゴール7		すべての人々の、 安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する。	7.1 手頃で品質の高い、電気・熱・ガスをみんなに 7.2 再生可能エネルギーの、世界的な使用率をあげよう 7.3 全世界で、エネルギー効率の改善率を2倍にしよう 7.a クリーンエネルギーに関する研究・利用・投資を促進しよう 7.b 開発途上国のすべての人に、エネルギーを提供できるようにしよう
ゴール8		包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する。	8.1 各国の経済成長率をキープしよう 8.2 多様な働き方や技術革新を通じて、経済生産性を向上させよう 8.3 新たなビジネスや働き方を、支援する政策を推進しよう 8.4 消費と生産の効率を上げ、経済成長による環境破壊をなくそう 8.5 すべての人に、働く喜びと正当な対価を 8.6 若者の雇用・教育・職業訓練を推進しよう 8.7 この世界から強制労働・人身売買・児童労働をなくそう 8.8 特に弱い立場の移住労働者に、安全・安心な労働環境を 8.9 雇用創出など、地域の未来につながる観光業を推進しよう 8.10 銀行取引・保険・金融サービスを、誰もが利用できる社会に 8.a 開発途上国に対する「貿易のための援助」を拡大しよう 8.b 全世界で、若者が働きやすい仕組みをつくらう
ゴール9		強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る。	9.1 経済発展と豊かな生活を支える、社会インフラを整備しよう 9.2 誰でも参加でき、その恩恵を受けられる産業をつくらう 9.3 小さな企業にも、金融サービスや市場とのつながりを 9.4 環境に配慮した技術で、インフラや産業を改善しよう 9.5 技術革新のために、研究者も研究開発費も増やそう 9.a 特に支援の届きにくい国へ、インフラ開発の支援を 9.b 開発途上国でも価値ある商品をうみだすための支援を 9.c 世界中の、すべての人が、インターネットを使えるようにしよう
ゴール10		各国内及び各国間の不平等を是正する。	10.1 それぞれの国で、国内の所得格差をなくそう 10.2 すべての国で、すべての人に、政治・経済・社会に参画する力を 10.3 差別的な法律・政策・慣行をなくし、機会均等を実現しよう 10.4 さらなる平等を実現する、財政・賃金・社会保障政策を 10.5 お金のズルを、世界中で厳しく取り締まろう 10.6 国際的な金融・経済政策に、もっと開発途上国の意見を 10.7 移民や難民を、国と国が連携して支えよう 10.a 開発途上国に優しい貿易を 10.b 支援を必要とする国々に、積極的な開発援助と資金を 10.c 移民の送金コストを3%未満に引き下げよう
ゴール11		包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する。	11.1 スラムを減らし、安全で快適な家と暮らしをすべての人に 11.2 誰もがどこでも行けるように、安全で手頃な公共交通機関を 11.3 あらゆる住人とその未来を見据えた、計画的な都市開発を 11.4 文化遺産や自然遺産をみんなで守り、後世に残そう 11.5 自然災害による人や経済の損失を、できるだけ小さく 11.6 都市がもたらす環境への悪影響を最小限にしよう 11.7 すべての人に、安心して利用できる緑地や公共スペースを 11.a 国と地域が連携して、都市・郊外・農村のつながりを強化しよう 11.b あらゆるレベルで、総合的な災害リスク管理を実施しよう 11.c 後発開発途上国が、地元の資材で建物をつくるための支援を
ゴール12		持続可能な生産消費形態を確保する。	12.1 「持続可能な消費と生産に関する10年計画枠組み」を実行しよう 12.2 限りある天然資源を、できるだけ使わずに済むようにしよう 12.3 一人あたりの食品廃棄を半分に減らそう 12.4 化学物質や有害廃棄物の放出を大幅に減らそう 12.5 廃棄物の発生を、3Rで大幅に減らそう 12.6 大企業は率先して、サステナブルな取り組みと発信を 12.7 まずは国から、みんなのお手本となる買い物の仕方を 12.8 持続可能なライフスタイルがどんなものか、みんなで理解しよう 12.a これらの取り組みを開発途上国が実践できるように支援しよう 12.b 観光業の地域への貢献度を、見える化する手法を開発しよう 12.c 無駄な消費につながる、非効率な補助金はなくしていこう
ゴール13		気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。	13.1 自然災害に対する対応力と回復力を高めよう 13.2 気候変動対策を、国の政策や計画に落とし込もう 13.3 気候変動に対する、正しい知識と対応能力をみんなに 13.a できるだけ早く「緑の気候基金」の本格的な運用を 13.b 気候変動対策で、誰も置き去りにしない仕組みを

<p>ゴール14</p> 	<p>持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。</p>		<p>14.1 海へ流れるゴミを減らし、これ以上の海洋汚染を防ごう 14.2 海の生態系を保護し、自然の回復力を取り戻そう 14.3 CO2を減らし、海の酸化を食い止めよう 14.4 乱獲をやめて、漁業の未来を守ろう 14.5 海の生物を育む、沿岸部を守ろう 14.6 乱獲につながる補助金を廃止しよう 14.7 海とともに生きる小さな島や国の未来を守ろう 14.a 海の豊かさ、それを守る技術を、世界でシェアしよう 14.b 小規模な漁師の市場への参入をサポートしよう 14.c 国際法で海洋資源を守りながら、海を利用しよう</p>
<p>ゴール15</p> 	<p>陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。</p>		<p>15.1 森や野原、川や湖の生態系を保全し、回復させよう 15.2 森林の劣化と減少を止め、豊かな森を未来に 15.3 砂漠化を食い止め、劣化した土地を回復させよう 15.4 めぐみゆたかな山の生態系を守ろう 15.5 多様な生物とその住処を保護し、絶滅の危機から救おう 15.6 生物の遺伝子もたらす利益を、公平に分け合おう 15.7 密猟や違法取引を、そろそろ撲滅しよう 15.8 外来種の侵入を防ぎ、地域の生態系を守ろう 15.9 生物多様性と豊かな生態系を維持し、私たちの暮らしに役立てよう 15.a 生物多様性と生態系を守るための資金を、もっと調達しよう 15.b 開発途上国の森林を守るために、十分なインセンティブを 15.c 密猟や違法取引に手を染めずに生活できるようにサポートしよう</p>
<p>ゴール16</p> 	<p>持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。</p>		<p>16.1 地球上からあらゆる暴力と、暴力による死をなくそう 16.2 こどもに対する暴力・虐待・搾取・人身売買・拷問をなくそう 16.3 すべての人が法によって平等に守られる社会に 16.4 お金や武器の違法取引を減らし、犯罪集団を駆逐しよう 16.5 汚職や賄賂を大幅に減らそう 16.6 正しく機能し、正しい情報を発信する公共機関へ 16.7 誰もが意思決定に参加できる社会へ 16.8 開発途上国が、もっと意見を言える世界へ 16.9 すべての人に、身分証明書を 16.10 一定のルールのもとで、誰もが必要な情報にアクセスできるように 16.a 世界中が協力して、暴力・テロ・犯罪に立ち向かおう 16.b 差別のない世界を、そのための法律や政策を</p>
<p>ゴール17</p> 	<p>持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。</p>		<p>17.1 開発途上国を支援し、すべての国の財政力を上げよう 17.2 先進国はODAに関する公約を実施しよう 17.3 開発途上国を支援するための資金源をもっと増やそう 17.4 開発途上国が借金を返せるように支援しよう 17.5 後発開発途上国にお金が集まるしくみをつくろう 17.6 科学技術やその知識を、抱え込まずに共有しよう 17.7 開発途上国に、環境破壊せずに発展できる技術を 17.8 ICTを活用して、後発開発途上国の科学技術を強化しよう 17.9 SDGs達成のために、効果的な支援を開発途上国に 17.10 WTOのもとで、公平で開かれた貿易体制を 17.11 開発途上国による輸出を大幅に増やそう 17.12 後発開発途上国による輸出に、優遇措置を設けよう 17.13 すべての国が協力して、世界経済を安定させよう 17.14 SDGs達成のために、一貫性のある政策を 17.15 SDGs達成のために、国ごとのやり方を尊重しよう 17.16 多種多様なパートナーシップで、SDGsを推進しよう 17.17 その際、最も効果的なパートナーシップをみつけ、推進しよう 17.18 開発途上国の状況をデータで把握できるように支援しよう 17.19 人類の進歩を測定できる、GDP以外の尺度を開発しよう</p>

(「SDGs169ターゲットアイコン日本語版製作プロジェクト」より)

II SDGsの推進に向けた基本的な考え方

1 本市におけるSDGsの取組

第6次都留市長期総合計画(以下「総合計画」という。)では、「都留市の強み」と「都留市の弱み」を整理し、それに国全体で推し進める「地方創生の流れ」を含め、わたしたちのまちの11年後の将来像を「ひと集い 学びあふれる 生涯きらめきのまち つる」とし、将来像の実現に向けて実施する取組を「6つのまちづくりの方向」に沿って具体化しています。

それらの総合計画で取り組む方向性は、国際社会全体の開発目標であるSDGsの目指す17のゴールとスケールは違うものの、その目指すべき方向性は同様であることから、SDGsの理念や国の動向等を踏まえながら、各施策・事務事業を実施するとともに、関連の深い分野別計画等との連携を図ることで、SDGs達成に向けた取組の推進を担うと位置づけます。

(1) 策定の目的(趣旨)

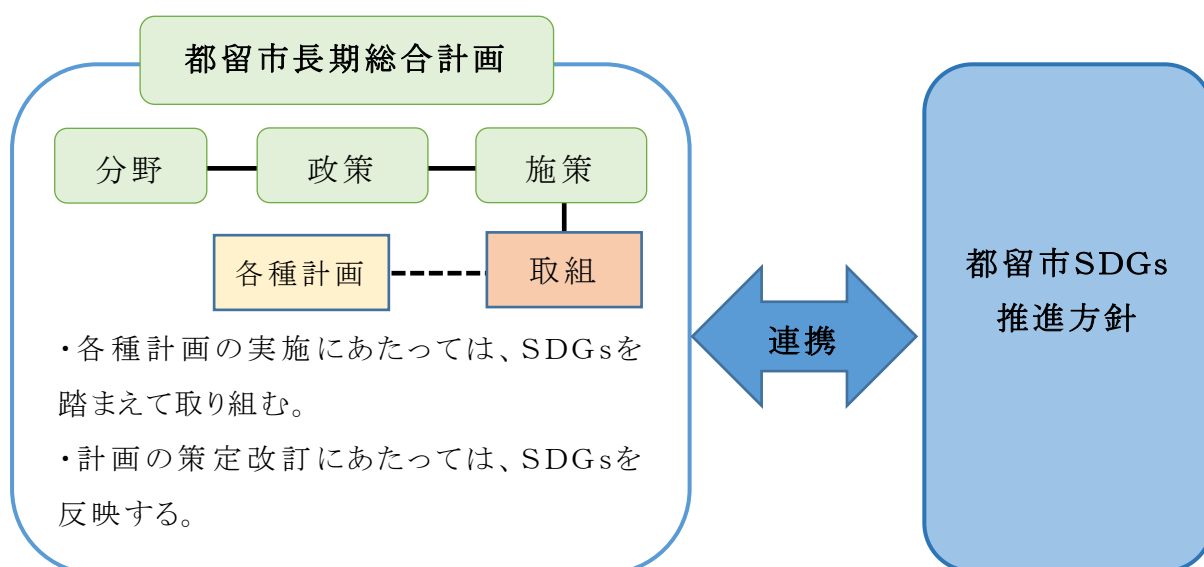
2030アジェンダや国の実施方針において、こうした課題の解決を図るためには、地方自治体がSDGs達成に向けた不可欠な主体でありパートナーであると位置づけられており、地方自治体による積極的な取組が求められています。

SDGsは、本市を取り巻く諸課題につながるものも多く、また今後本市が持続可能な都市経営を進めていく上で、重要となる視点や考え方と共有するものであることから、本市ではSDGsの考え方を踏まえた、総合計画の取組の実践を通じて、SDGsの達成に貢献していくこととします。

(2) 方針策定の考え方

本方針については、SDGsが総合計画の基本構想に掲げる目指すべき将来像「ひと集い 学びあふれる 生涯きらめきのまち つる」と同様の方向性であることから、総合計画を推進することを基本に、本市としてSDGs達成に寄与する取組を進める上での考え方をとりまとめます。

【SDGs方針と総合計画との関係】



(3) SDGsの推進に向けた姿勢

SDGsの理念や国の動向等を踏まえながら各施策・事務事業を実施することで、全庁をあげてSDGs達成に寄与する取組を推進します。

各施策・事務事業を進めるにあたっては、職員一人ひとりがSDGsの趣旨を十分に理解した上で、持続可能なまちづくりや、誰一人取り残さないことなどを強く意識した取組を進めるとともに、各施策・事務事業の連携や市民、企業、団体等の多様なステークホルダーとの連携を図ることにより、経済・社会・環境の三側面の調和や統合的な向上をめざした取組を推進します。

(4) 基本的な方向

総合計画では、基本構想に定めためざす将来像や「6つのまちづくりの方向性」に沿った政策を推進するため、基本計画において14の政策、43の施策及びその取組を定めています。基本計画は、具体的な取組(施策や事務事業)を定める実施計画の方向性を示すものであることから、本市が進めるSDGs達成に寄与する取組を推進するうえでの方向性にもなります。よって本方針の基本的な方向を総合計画の基本計画に定める14の政策とします。

Ⅲ 都留市長期総合計画とSDGsとの対応

SDGs達成に寄与する取組を着実に進めるために、総合計画の14の政策及び43の施策と、SDGsの17のゴール及び169のターゲットとの対応を次に示します。

なお、169のターゲットは、国連で採択された地球規模で国家として取り組むべきものも含まれますが、各施策における目標や取組と方向性が同様であり、関連性のあるターゲットについては、本市の実情に合わせて落とし込み、SDGs達成に寄与する施策と対応するものとして記載しています。

また、関連するターゲットが無い場合でも、ゴールの内容と方向性が同様である施策については、その対応を示しています。

○【総合計画とSDGsとの対応表】 別 添

○【総合計画の政策と施策とSDGs17のゴール対応一覧表】 別 添

IV 推進方針

1 推進体制

SDGsに関する取組については、総合計画に基づく各施策・事務事業を通じて推進するため、市長を本部長とした都留市SDGs推進本部を設置し全庁的に取組を進めることとします。

2 取組の推進を図るための方策

(1) 各種計画等への反映

各種計画等の策定及び改定にあたっては、SDGsの要素を的確に反映し、17のゴールとの対応の整理等を行うとともに、経済・社会・環境の三側面の調和や統合的な向上をめざした取組を推進します。

(2) 国・県との取組と連携

経済・社会・環境の三側面における新しい価値の創出を通じた持続可能な開発の実現をめざす上では、各施策・事務事業を進める中で、経済・社会・環境のそれぞれの分野の課題解決につなげるのみならず、各分野における双方向のより高い相乗効果を創出する効果的かつ統合的な取組を進めます。こうした取組については、国・県との連携や波及効果等を踏まえ、国・県の事業等を活用していきます。

(3) 多様な主体との連携

各施策・事務事業を進めるにあたっては、市民や地域の団体、企業、大学、他の地方自治体などの多様な主体(ステークホルダー)と連携して取組を進めていきます。

また、民間事業者とのパートナーシップに基づく、民間のノウハウを活用した市民満足度の高い行政サービスの提供に向けたしくみ等を構築する取組を推進していきます。

こうした取組を推進する上でも、SDGsを踏まえた連携を図ります。

(4) 職員への理解浸透と市民、企業、団体等への情報発信、普及啓発

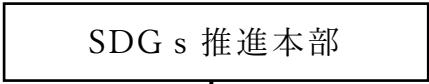
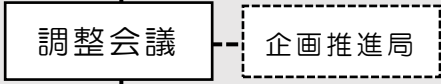


市民、企業、団体等がSDGsに対する主体的な行動に取り組むためには、市が率先してSDGsに関連した取組を進める必要があることから、職員に対して研修等を実施し、職員のSDGsの理念や意義等の理解を深めます。

また、SDGsとの関連性が高い事業やイベント等の実施にあたり、SDGsの理念や意義、必要性、関連情報を積極的に発信するなど、あらゆる機会を通じてSDGsの理念の共有や理解の向上に向け、市民等に対する情報発信・普及啓発に取り組めます。

(5) 進行管理

本方針の取組については、総合計画に基づく各施策、事務事業を通じて行うため、進行管理については総合計画における進行管理と一体的に行うこととします。

● 推進体制

体制	メンバー	役割
	<p>【本部長】市長【本部員】総務部長・市民部長・福祉保健部長・産業建設部長、教育次長、消防長、市立病院事務局長、都留文科大学事務局長、各課課長</p>	<p>SDGs推進に係る協議・承認</p>
	<p>本部長が指名する本部員十有識者 ※企画推進局と情報共有</p>	<p>SDGs推進に係る協議・調整</p>
	<p>関係各課長・補佐クラスで組織</p>	<p>SDGs部門に係る調整・協議</p>
	<p>関係各担当（若手）レベルで組織（任意で設置） ※本要綱の対象外</p>	<p>SDGs部門に係るアイデア出し</p>

